

申告の日程 ※土・日曜日、祝日は受付できません

申告区分と受付会場		受付日	受付時間
還付申告 役場1階 相談室		1月21日(月)～3月15日(金) ※1月28日～2月1日は離島地区 申告のため受付できません ※2月8日は川北老人福祉セン ターでの受付のみ	午前9:00～午後5:00
申告相談	焼尻総合研修センター	1月28日(月)	午後1:00～午後5:00
		1月29日(火)	午前9:00～午後5:00
	天売総合研修センター	1月30日(水)	午後1:00～午後5:00
		1月31日(木)	午前9:00～午後5:00
	川北老人福祉センター 役場1階 相談室	2月 8日(金)	午前9:30～午後4:00
		2月18日(月)～3月15日(金)	午前9:00～午後5:00

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)
※入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます。
- ▶ 健康保持増進の一定の取組を行い、特定医薬品等を1万2,000円以上購入した方
※従来の医療費控除との重複はできません。
- ▶ 控除対象となる寄付金が2,000円を超える方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得又は増改築した方
※対象となる要件を満たしている必要があります。



申告に必要なもの

- ▶ 印鑑
- ▶ 「マイナンバーカード」または「通知カードおよび免許証等の身分証明書」
- ▶ 通帳(口座情報がわかるもの) ※還付申告の場合
- ▶ ① 給与所得者 → 「源泉徴収票」 ② 年金所得者 → 「源泉徴収票(ハガキ)」
③ 営業・不動産・農業・漁業所得者 → 「収入内訳書(完成されたもの)」
「必要経費を確認できる書類」

【各種控除を受ける場合に必要なもの】

- ① 医療費控除 → 「医療費控除の明細書」(役場でお渡ししています)
 - 領収書の添付は必要ありません。5年間保存してください。
 - 健康保険組合等からの「医療費のお知らせ」があれば、病院・治療者ごとの記入が省略できます。
なお、「医療費のお知らせ」がない場合は、病院・治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。
- ② 配偶者・扶養控除 → 配偶者、扶養者の所得が分かるもの(源泉徴収票など)
- ③ 社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料控除 → 「領収書」または「控除証明書」
- ④ 障がい者控除 → 「障がい者手帳」または「認定書」
- ⑤ 寄付金控除 → 「領収証」または「証明書」など

※障がい者本人や障がい者を扶養している方は
税控除の対象となります。

次の方は収入の有無に関係なく申告が必要です

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など



忘れずに
申告を!



平成30年分所得税・平成31年度住民税
**確定申告は
正しくお早めに**

今年も申告の時期が近づいてきました。必要な書類など早めの準備をお願いします。
なお、離島地区申告相談についての詳細は別に配布しているチラシでご確認ください。

☞ 確定申告に関するお問い合わせ

留萌税務署 ☎ 0164-42-0661 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)